

4 市町合同婚活事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領

この要領は、4 市町合同婚活事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第 1 組織

- (1) 審査委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 審査委員会に委員長を置き、一関市まちづくり推進部長をもって充てる。

第 2 会議

- (1) 会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、欠席する委員が指名する者をもって充てることができる。

第 3 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第 4 事務局

審査委員会の事務局は、一関市まちづくり推進部交流推進課とし、事前審査及び庶務を行う。

第 5 補則

この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項がある場合は、別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 1 関係）

委員名簿

	役職	氏名
委員長	一関市まちづくり推進部長	松田 京士
委員	一関市まちづくり推進部交流推進課長	伊藤 信子
委員	平泉町まちづくり推進課長	松本 英雄